

## 第102号議案～第105号議案 個人情報保護法改正に係る関係条例の改正等について

### 1 改正の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、これまで各自治体の条例等で規定されていた個人情報保護制度に係る規律について、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）により規定されることとなった。この改正により、全国的に個人情報保護制度に係る運用が統一され、各自治体においては、法が条例に規定することを許容している規定等を定めることとなる。

### 2 改正の内容

#### (1) 品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例 【第102号議案】

- ① 地方公共団体の機関（議会を除く。）についての個人情報保護に係る規律が法に規定されることとなったため、現行条例の当該分野に係る規定を削除し、条例名を「品川区情報公開条例」と改める。
- ② 今まで情報公開・個人情報保護に係る審査請求の諮問等を受けていた「品川区情報公開等審議会」について、「品川区情報公開審議会」に名称を改める。また、当該審議会で情報公開に係る審査請求の諮問等を受ける取扱いとする。
- ③ 行政情報の公開に係る手数料について、これまで閲覧（300円）等の手数料を徴収していたが、この手数料を無料とし、写しの交付に係る手数料のみを規定する。
- ④ 「品川区住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例」において、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関する重要事項を品川区情報公開等審議会に諮問する規定があるが、改正法の施行日後は、当該諮問を区の審議会に行うことは許容されなくなるため、この規定を付則による改正により削除する。

#### (2) 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### 【第103号議案】

現状、「品川区情報公開等審議会」において情報公開・個人情報保護に係る審査請求の諮問等を受けている。個人情報保護に係る審査請求の諮問等を受けるため、「品川区個人情報保護審議会」が新設されることに伴い、当該審議会における報酬日額につき、現行の品川区情報公開等審議会と同額とする。

##### 〈報酬日額〉

会長 22,000円  
委員 20,000円

#### (3) 品川区個人情報の保護に関する法律施行条例

#### 【第104号議案】

個人情報保護制度は改正後の法に則り運用されていくこととなるが、条例で定めることが法律上許容されている事項等については、各自治体の条例等により定めることとなる。区において定

める内容は下記のとおり。

① 開示請求等の手続

自己情報の開示請求等に係る手続きについて、代理人からの請求の際に本人の意思確認等を行うことができるようとする。

② 開示請求に対する措置

現行の条例と同様、非開示情報等であっても、期間の経過により開示することができるようになる時期が明らかであるときは、開示請求者に対し当該時期を通知する。

③ 開示決定等の期限

自己情報の開示請求があった場合において、開示等の決定を行う期限を、法では原則請求があつた日の翌日から30日以内、また、30日以内に限り延長可能となっている。

区では現行条例と同様、原則請求があつた日の翌日から14日以内を開示決定等の期限とし、30日以内に限り延長可能な運用とする。

また、44日以内に開示することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合における特例を定める。

④ 開示請求に係る手数料

手数料の取扱いは、上記(1)③(行政情報の公開)の取扱いと同様とする。

⑤ 審議会への意見聴取

品川区個人情報の保護に関する法律施行条例の改廃をする場合、安全管理措置の基準を定める場合、実施機関において個人情報の取扱いに関する運用の細則を定める場合に品川区個人情報保護審議会に意見を聞くことができる規定を設ける。

⑥ 運用状況の報告

現行の条例と同様、個人情報保護制度の運用状況について、年1回公表するものとする。

(4) 品川区個人情報保護審議会条例

**【第105議案】**

品川区個人情報保護審議会を新設し、個人情報保護に係る審査請求の諮問等は、品川区個人情報保護審議会が受けることとする。また、当該審議会における組織や調査権限等を定める。

**3 施行期日**

令和5年4月1日

総務委員会資料  
令和4年12月22日  
企画部広報広聴課

## 品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区情報公開条例</p> <p>品川区情報公開条例</p> <p>目次 (削除)</p> <p><u>第1章 (削除)</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、行政情報の公開を求める権利を保障し、実施機関の保有する行政情報の公開に関し基本的な事項を定めることによって、個人の権利利益を擁護しつつ、区政の透明性を確保し、もって区民と区政との信頼関係の強化に資することを目的とする。</p>	<p>○品川区情報公開・個人情報保護条例</p> <p>品川区情報公開・個人情報保護条例</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則 (第1条—第6条)</u></p> <p><u>第2章 行政情報の公開 (第7条—第14条の2)</u></p> <p><u>第3章 自己情報の開示、訂正および利用停止</u></p> <p><u>第1節 開示 (第15条—第21条の2)</u></p> <p><u>第2節 訂正 (第21条の3—第21条の8)</u></p> <p><u>第3節 利用停止 (第21条の9—第21条の13)</u></p> <p><u>第4章 個人情報の保護 (第21条の14—第26条)</u></p> <p><u>第5章 救済手続および救済機関 (第26条の2—第28条)</u></p> <p><u>第6章 補則 (第29条—第32条)</u></p> <p><u>第7章 罰則 (第33条—第38条)</u></p> <p><u>付則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、行政情報の公開を求める権利を保障するとともに、自己情報の開示を請求する区民の権利を明らかにし、実施機関の保有する行政情報の公開と個人情報の保護に関し基本的な事項を定めることによって、個人の権利利益を擁護しつつ、区政の透明性を確保し、もって区民と区政との信頼関係の強化に資することを目的と</p>

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および議会をいう。</p> <p>(2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した情報で、文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録され、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものに記録されている情報を除く。</p> <p>ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>イ 品川歴史館において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>(3) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(4) <u>(削除)</u></p> <p>(5) <u>(削除)</u></p> <p>(4) 決定権者 実施機関（議会を除く。）にあっては当該実施機関から行政情報の公開の可否の決定の権限を委任された者をいい、議会にあっては議長をいう。</p> <p>(7) <u>(削除)</u></p>	<p>する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および議会をいう。</p> <p>(2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した情報で、文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録され、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものに記録されている情報を除く。</p> <p>ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>イ 品川歴史館において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>(3) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(4) <u>保有個人情報 個人情報であって、行政情報に含まれているものをいう。</u></p> <p>(5) <u>自己情報 保有個人情報であって、自己に関するものをいう。</u></p> <p>(6) <u>決定権者 実施機関（議会を除く。）にあっては当該実施機関から行政情報の公開の可否ならびに自己情報の開示、訂正（追加および削除を含む。）ならびに利用の停止、消去および提供の停止の可否の決定の権限を委任された者をいい、議会にあっては議長をいう。</u></p> <p>(7) <u>個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次</u></p>

改正後	改正前
<p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、第1条の目的が十分に達成されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。</p>	<p>に掲げるものをいう。</p> <p>ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの</p> <p>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの</p> <p>(実施機関の責務)</p>
<p><u>2 (削除)</u></p>	<p>第3条 実施機関は、第1条の目的が十分に達成されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。</p> <p><u>2 実施機関の職員または職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。</u></p> <p>(区民および事業者の責務)</p>
<p><u>第4条 (削除)</u></p>	<p>第4条 区民および事業者は、個人情報の保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。</p>
<p>(権利の濫用の禁止)</p> <p><u>第4条</u> この条例の規定に基づき行政情報の公開を請求しようとする者は、その権利を濫用してはならない。</p> <p>(決定権限の委任等)</p>	<p>(権利の濫用の禁止)</p> <p><u>第5条</u> この条例の規定に基づき行政情報の公開または自己情報の開示を請求しようとする者は、その権利を濫用してはならない。</p> <p>(決定権限の委任等)</p>
<p><u>第5条</u> 実施機関（議会を除く。）は、第2条第<u>4</u>号の権限を、当該実施機関の定める規則（規程を含む。以下単に「規則」という。）により、その補助機関たる職員に委任するものとする。</p> <p>2 議会にあっては、議長が行政情報の公開の可否の決定を行う。</p>	<p>第6条 実施機関（議会を除く。）は、第2条第<u>6</u>号の権限を、当該実施機関の定める規則（規程を含む。以下単に「規則」という。）により、その補助機関たる職員に委任するものとする。</p> <p>2 議会にあっては、議長が行政情報の公開の可否ならびに自己情報の開示、訂正（追加および削除を含む。）ならびに利用の停止、消去および提供の停止の可否の決定を行う。</p>
<p><u>第2章 (削除)</u></p> <p>(公開の請求)</p> <p><u>第6条</u> 何人も、実施機関に対し、行政情報の公開の請求（以下「公開請求」）</p>	<p><u>第2章 行政情報の公開</u></p> <p>(公開の請求)</p> <p><u>第7条</u> 何人も、実施機関に対し、行政情報の公開の請求（以下「公開請求」）</p>

改正後	改正前
<p>という。) をすることができる。            (公開義務)</p>	<p>という。) をすることができる。            (公開義務)</p>
<p><b>第7条</b> 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、当該公開請求に係る行政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令および条例（以下「法令等」という。）の定めるところまたは実施機関が法律もしくはこれに基づく政令により従う義務を有する国・行政機関もしくは東京都の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）または個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であると</p>	<p><b>第8条</b> 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、当該公開請求に係る行政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令および条例（以下「法令等」という。）の定めるところまたは実施機関が法律もしくはこれに基づく政令により従う義務を有する国・行政機関もしくは東京都の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）または個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であると</p>

改正後	改正前
<p>きは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除く。)</p>	<p>きは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除く。)</p>
<p>(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p>
<p>ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>
<p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>
<p>(4) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p>	<p>(4) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p>
<p>(5) 実施機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人(以下「実施機関等」という。)の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(5) 実施機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人(以下「実施機関等」という。)の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>
<p>(6) 実施機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(6) 実施機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>
<p>ア 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは</p>	<p>ア 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは</p>

改正後	改正前
<p>不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ  イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、実施機関等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ  ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ  エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  オ 国もしくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ  (部分公開)</p>	<p>不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ  イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、実施機関等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ  ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ  エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  オ 国もしくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ  (部分公開)</p>
<p><b>第8条</b> 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が含まれていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 公開請求に係る行政情報に前条第2号の情報（個人情報に限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（公益上の理由による裁量的公開）</p>	<p><b>第9条</b> 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が含まれていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 公開請求に係る行政情報に前条第2号の情報（個人情報に限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（公益上の理由による裁量的公開）</p>
<p><b>第9条</b> 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報（<b>第7条</b>第1号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。</p> <p>（行政情報の存否に関する情報）</p>	<p><b>第10条</b> 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報（<b>第8条</b>第1号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。</p> <p>（行政情報の存否に関する情報）</p>

改正後	改正前
<p><b>第10条</b> 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</p> <p>(公開請求の方法)</p> <p><b>第11条</b> 公開請求をする者は、当該行政情報を管理している実施機関の決定権者に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 公開請求をする者の氏名または名称および住所または居所ならびに法人その他の団体にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 行政情報の名称その他の公開請求に係る行政情報を特定するに足りる事項</p> <p>(公開請求に対する措置)</p> <p><b>第12条</b> 決定権者は、公開請求に係る行政情報の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨ならびに公開を実施する日時および場所を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 決定権者は、公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき（<b>第10条</b>の規定により公開請求を拒否するときおよび公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 決定権者は、前2項の規定により行政情報の全部または一部を公開しない旨の決定をする場合は、当該各項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。</p> <p>4 決定権者は、前項の場合において、期間の経過により行政情報の全部または一部を公開することができるようになる時期が明らかであるときは、公開請求者に対し、当該時期を通知するものとする。</p> <p>(公開決定等の期限)</p> <p><b>第13条</b> 前条第1項および第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、</p>	<p><b>第10条の2</b> 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</p> <p>(公開請求の方法)</p> <p><b>第11条</b> 公開請求をする者は、当該行政情報を管理している実施機関の決定権者に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 公開請求をする者の氏名または名称および住所または居所ならびに法人その他の団体にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 行政情報の名称その他の公開請求に係る行政情報を特定するに足りる事項</p> <p>(公開請求に対する措置)</p> <p><b>第12条</b> 決定権者は、公開請求に係る行政情報の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨ならびに公開を実施する日時および場所を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 決定権者は、公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき（<b>第10条の2</b>の規定により公開請求を拒否するときおよび公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 決定権者は、前2項の規定により行政情報の全部または一部を公開しない旨の決定をする場合は、当該各項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。</p> <p>4 決定権者は、前項の場合において、期間の経過により行政情報の全部または一部を公開することができるようになる時期が明らかであるときは、公開請求者に対し、当該時期を通知するものとする。</p> <p>(公開決定等の期限)</p> <p><b>第12条の2</b> 前条第1項および第2項の決定（以下「公開決定等」という。）</p>

改正後	改正前
公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。	は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、決定権者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、決定権者は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	2 前項の規定にかかわらず、決定権者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、決定権者は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
<b>第14条</b> 公開請求に係る行政情報に実施機関等および公開請求者以外の者 (以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、決定権者は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。	<b>第13条</b> 公開請求に係る行政情報に実施機関等および公開請求者以外の者 (以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、決定権者は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
2 決定権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条第1項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 第三者に関する情報が含まれている行政情報を公開しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が <b>第7条</b> 第2号イまたは同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2) 第三者に関する情報が含まれている行政情報を <b>第9条</b> の規定により公開しようとするとき。	2 決定権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条第1項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 第三者に関する情報が含まれている行政情報を公開しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が <b>第8条</b> 第2号イまたは同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2) 第三者に関する情報が含まれている行政情報を <b>第10条</b> の規定により公開しようとするとき。
3 決定権者は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、決定権者は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨およびその理由ならびに公開を実施する日を書面により	3 決定権者は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、決定権者は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨およびその理由ならびに公開を実施する日を書面により

改正後	改正前
<p>通知しなければならない。 (公開の実施)</p> <p><b>第15条</b> 行政情報の公開は、行政情報が記録された媒体の種類、性質および状態に応じ、規則で定めるところにより、閲覧、視聴または写しの交付のいずれかの方法により行う。</p> <p>2 前項の閲覧または視聴の方法による行政情報の公開にあっては、決定権者は、公開請求に係る行政情報を直接公開することにより、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときまたは公開請求に係る行政情報の一部を公開しないときその他相当の理由があるときは、当該行政情報の写しにより公開することができる。</p> <p>3 行政情報の公開は、決定権者が第12条第1項の規定による通知により指定する日時および場所において行う。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、行政情報の公開の方法に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(他の法令等による公開の実施との調整)</p> <p><b>第16条</b> 決定権者は、法令または他の条例の規定により、何人にも公開請求に係る行政情報が前条第1項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政情報については、当該同一の方法による公開を行わない。</p> <p>2 法令または他の条例の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>通知しなければならない。 (公開の実施)</p> <p><b>第14条</b> 行政情報の公開は、行政情報が記録された媒体の種類、性質および状態に応じ、規則で定めるところにより、閲覧、視聴または写しの交付のいずれかの方法により行う。</p> <p>2 前項の閲覧または視聴の方法による行政情報の公開にあっては、決定権者は、公開請求に係る行政情報を直接公開することにより、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときまたは公開請求に係る行政情報の一部を公開しないときその他相当の理由があるときは、当該行政情報の写しにより公開することができる。</p> <p>3 行政情報の公開は、決定権者が第12条第1項の規定による通知により指定する日時および場所において行う。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、行政情報の公開の方法に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(他の法令等による公開の実施との調整)</p> <p><b>第14条の2</b> 決定権者は、法令または他の条例の規定により、何人にも公開請求に係る行政情報が前条第1項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政情報については、当該同一の方法による公開を行わない。</p> <p>2 法令または他の条例の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>
<p><u>第3章 (削除)</u></p> <p><u>第1節 (削除)</u></p> <p><b>第15条 (削除)</b></p>	<p><u>第3章 自己情報の開示、訂正および利用停止</u></p> <p><u>第1節 開示</u></p> <p><u>(開示の請求)</u></p> <p><b>第15条 何人も、実施機関に対し、自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</b></p> <p><b>2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求</b></p>

改正後	改正前
<p>第16条 (削除)</p>	<p><u>をすることができる。</u></p> <p>3 開示請求は、特段の事情がある場合には、代理人によってすることができる。  <u>(開示義務等)</u></p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求した者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該自己情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令等の定めるところまたは実施機関が法律もしくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関もしくは東京都の機関の指示等により、開示することができないと認められる情報</p> <p>(2) 開示請求者（前条第2項または第3項の規定により未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号および第4号、次条第2項ならびに第20条第1項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）または個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要かつやむを得ないと認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名</p>

改正後	改正前
	<p>に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除く。)</p> <p>(4) 法人等に関する情報または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>(6) 実施機関等の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 実施機関等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉または争訟に係る事務に關し、実施機関等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻</p>

改正後	改正前
<p>第17条 (削除)</p>	<p>害するおそれ  <u>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u>  <u>オ 国もしくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、当該開示請求に係る自己情報を開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるときは、実施機関は、当該自己情報を開示しないことができる。</p> <p>(部分開示)</p>
<p>第17条の2 (削除)</p>	<p>第17条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る自己情報に前条第1項第3号の情報（開示請求者以外の個人情報に限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(裁量的開示)</p>
	<p>第17条の2 実施機関は、開示請求に係る自己情報に非開示情報（第16条第1項第1号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。</p> <p>(自己情報の存否に関する情報)</p>

改正後	改正前
<u>第17条の3 (削除)</u>	<p>第17条の3 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>(開示請求の方法)</p>
<u>第18条 (削除)</u>	<p>第18条 開示請求をする者は、当該自己情報を管理している実施機関の決定権者に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名および住所または居所</p> <p>(2) 開示請求に係る自己情報が含まれている行政情報の名称その他の開示請求に係る自己情報を特定するに足りる事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る自己情報の本人であることを示す書類（第15条第2項の規定による開示請求にあっては当該本人の法定代理人であることを示す書類、同条第3項の規定による開示請求にあっては特段の事情を疎明する資料および当該本人の代理人であることを示す書類）を提示し、または提出しなければならない。</p> <p>(開示請求に対する措置)</p>
<u>第19条 (削除)</u>	<p>第19条 決定権者は、開示請求に係る自己情報の全部または一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する自己情報の利用の目的（第21条の14第1項の規定により特定される利用の目的をいう。第21条の4および第21条の10において同じ。）ならびに開示を実施する日時および場所を書面により通知しなければならない。ただし、第22条の2第2号または第3号に該当する場合における当該利用の目的については、この限りでない。</p> <p>2 決定権者は、開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき（第17条の3の規定により開示請求を拒否するときおよび開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求</p>

改正後	改正前
<p>第19条の2　（削除）</p>	<p>者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>3　決定権者は、前2項の規定により自己情報の全部または一部を開示しない旨の決定をする場合は、当該各項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。</p> <p>4　決定権者は、前項の場合において、期間の経過により自己情報の全部または一部を開示することができるようになる時期が明らかであるときは、開示請求者に対し、当該時期を通知するものとする。</p> <p>（開示決定等の期限）</p>
<p>第20条　（削除）</p>	<p>第19条の2　前条第1項および第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。</p> <p>2　前項の規定にかかわらず、決定権者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、決定権者は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等における第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p>
	<p>第20条　開示請求に係る自己情報に実施機関等および開示請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、決定権者は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る自己情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2　決定権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第19条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る自己情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>（1）　第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第1項第3号イまたは同</p>

改正後	改正前
<p>第21条 (削除)</p>	<p>項第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第17条の2の規定により開示しようとするとき。</p> <p>3 決定権者は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、決定権者は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨およびその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示の実施)</p>
<p>第21条の2 (削除)</p>	<p>第21条 自己情報の開示は、自己情報が記録された媒体の種類、性質および状態に応じ、規則で定めるところにより、閲覧、視聴または写しの交付のいずれかの方法により行う。</p> <p>2 前項の閲覧または視聴の方法による自己情報の開示にあっては、決定権者は、開示請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該自己情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときまたは開示請求に係る自己情報の一部を開示しないときその他相当の理由があるときは、当該自己情報の写しにより開示することができる。</p> <p>3 自己情報の開示は、決定権者が第19条第1項の規定による通知により指定する日時および場所において行う。この場合において、開示請求者は、決定権者に対し、第18条第2項に規定する書類を提示し、または提出しなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、自己情報の開示の方法に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(他の法令等による開示の実施との調整)</p> <p>第21条の2 決定権者は、法令または他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る自己情報が前条第1項に規定する方法と同一の方法で</p>

改正後	改正前
	<p>開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該自己情報については、当該同一の方法による開示を行わない。</p> <p>2 法令または他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>3 前2項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項の特定個人情報（番号法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録されたもの（以下「情報提供等の記録」という。）を除く。以下「特定個人情報」という。）および情報提供等の記録については、適用しない。</p>
<u>第2節 (削除)</u>	<p style="text-align: center;"><u>第2節 訂正</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(訂正の請求)</u></p>
<u>第21条の3 (削除)</u>	<p>第21条の3 何人も、自己情報（次に掲げるものに限る。第21条の9第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、当該自己情報を保有する実施機関に対し、当該自己情報の訂正（追加または削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に関して法律もしくはこれに基づく命令または他の条例もしくはこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた自己情報</p> <p>(2) 開示決定に係る自己情報であって、前条第1項の法令または他の条例の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、特段の事情がある場合には、代理人によってすることができる。</p> <p>4 訂正請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p>

改正後	改正前
<u>第21条の4 (削除)</u>	<p><u>(訂正義務)</u></p> <p>第21条の4 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る自己情報の利用の目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければならない。</p> <p><u>(訂正請求の方法)</u></p>
<u>第21条の5 (削除)</u>	<p>第21条の5 訂正請求をする者は、当該自己情報を管理している実施機関の決定権者に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名および住所または居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る自己情報の開示を受けた日その他当該自己情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨および理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る自己情報の本人であることを示す書類（第21条の3第2項の規定による訂正請求にあっては当該本人の法定代理人であることを示す書類、同条第3項の規定による訂正請求にあっては特段の事情を疎明する資料および当該本人の代理人であることを示す書類）を提示し、または提出しなければならない。</p> <p><u>(訂正請求に対する措置)</u></p>
<u>第21条の6 (削除)</u>	<p>第21条の6 決定権者は、訂正請求に係る自己情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 決定権者は、訂正請求に係る自己情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨およびその理由を書面により通知しなければならない。</p> <p><u>(訂正決定等の期限)</u></p>
<u>第21条の7 (削除)</u>	<p>第21条の7 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>第21条の8 (削除)</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、決定権者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、決定権者は、訂正請求者に対し、速やかに延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。  <u>(自己情報の提供先への通知等)</u></p>
<p><u>第3節 (削除)</u></p>	<p>第21条の8 決定権者は、第21条の6 第1項の決定に基づく自己情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、決定権者は、第21条の6 第1項の決定に基づく自己情報のうち情報提供等の記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣および番号法第19条第7号に規定する情報照会者もしくは情報提供者または同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る番号法第23条第1項および第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該決定権者以外のものに限る。）に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。</p>
<p><u>第21条の9 (削除)</u></p>	<p>第3節 利用停止  <u>(利用停止の請求)</u></p> <p>第21条の9 何人も、自己情報が次の各号のいずれかに該当すると思料する場合は、当該自己情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法律もしくはこれに基づく命令または他の条例もしくはこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>（1）当該自己情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第21条の14第2項の規定に違反して保有されているときまたは第25条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき。当該自己情報の利用の停止または消去</p>

改正後	改正前
	<u>(2) 第25条第1項および第2項の規定に違反して提供されているとき。</u>
	<u>当該自己情報の提供の停止</u>
	<u>2 前項の規定にかかわらず、何人も、自己情報のうち特定個人情報であるものが次の各号のいずれかに該当すると思料する場合は、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法律もしくはこれに基づく命令または他の条例もしくはこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</u>
	<u>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第21条の14第2項の規定に違反して保有されているとき、第25条第1項および第3項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているときまたは番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項の特定個人情報ファイルをいう。第28条第2項において同じ。）に記録されているとき。当該特定個人情報の利用の停止または消去</u>
	<u>(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき。当該特定個人情報の提供の停止</u>
	<u>3 第1項の規定は、情報提供等の記録については、適用しない。</u>
	<u>4 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって第1項または第2項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</u>
	<u>5 利用停止請求は、特段の事情がある場合には、代理人によってすることができる。</u>
	<u>6 利用停止請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。（利用停止義務）</u>
<u>第21条の10 （削除）</u>	<u>第21条の10 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停</u>

改正後	改正前
<p><u>第21条の11 (削除)</u></p>	<p>止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る自己情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該自己情報の利用停止をすることにより、当該自己情報の利用の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止請求の方法)</p>
<p><u>第21条の11 利用停止請求をする者は、当該自己情報を管理している実施機関の決定権者に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名および住所または居所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る自己情報の開示を受けた日その他当該自己情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨および理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る自己情報の本人であることを示す書類（第21条の9第4項の規定による利用停止請求にあっては当該本人の法定代理人であることを示す書類、同条第5項の規定による利用停止請求にあっては特段の事情を疎明する資料および当該本人の代理人であることを示す書類）を提示し、または提出しなければならない。</p> <p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p><u>第21条の12 決定権者は、利用停止請求に係る自己情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>2 決定権者は、利用停止請求に係る自己情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨およびその理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p>	

改正後	改正前
<u>第21条の13 (削除)</u>	<p>第21条の13 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、決定権者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、決定権者は、利用停止請求者に対し、速やかに延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
<u>第4章 (削除)</u>	<p><b>第4章 個人情報の保護</b>  <b>(個人情報の保有の制限等)</b></p>
<u>第21条の14 (削除)</u>	<p>第21条の14 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。  <b>(取得の制限)</b></p> <p>第22条 実施機関は、個人情報を取得するときは、利用目的を明確にしたうえで、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、思想、信教、人種、信条、社会的身分または門地に関する個人情報については、取得してはならない。ただし、法令等に定めがある場合および利用目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人からこれを取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令等に定めがあるとき。</p>

改正後	改正前
	<p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 所在不明、精神上の障害等の事由により、本人から取得することができないとき。</p> <p>(6) 爭訟、選考、指導、相談等の事務で本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、または事務の性質上本人から取得したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。</p> <p>(7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人（以下「国等」という。）から取得することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合または第25条第2項各号のいずれかに該当する利用もしくは提供により取得する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>（利用目的の明示）</p>
<u>第22条の2 (削除)</u>	<p>第22条の2 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1) 人の生命、身体または財産を保護するため、緊急に必要があるとき。</p> <p>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関等が行う事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p> <p>（適正管理の原則）</p>
<u>第23条 (削除)</u>	<p>第23条 実施機関は、事務の目的を達成するため、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければなら</p>

改正後	改正前
<p>第23条の2　（削除）</p>	<p>ない。</p> <p>3 実施機関は、保有個人情報を管理する必要がなくなったときは、速やかにこれを廃棄し、または消去しなければならない。ただし、歴史的資料として管理する必要があるものについては、この限りでない。      （個人情報ファイル）</p> <p>第23条の2　実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1) 個人情報ファイルの名称</p> <p>(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる部局の名称</p> <p>(3) 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）および本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）</p> <p>(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の取得方法</p> <p>(6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>(7) 第15条第1項、第21条の3第1項または第21条の9第1項の規定による請求を受理する決定権者の名称</p> <p>(8) 第21条の3第1項ただし書または第21条の9第1項ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>(9) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、または取得する個人情報ファイル</p>

改正後	改正前
<p>(2) 実施機関の職員または職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与もしくは福利厚生に関する事項またはこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル</p> <p>(4) 1年以内に消去することとなる記録情報を記録する個人情報ファイル</p> <p>(5) 資料その他の物品もしくは金銭の送付または業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付または連絡の相手方の氏名、住所その他の送付または連絡に必要な事項のみを記録するもの</p> <p>(6) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、または取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p> <p>(7) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル</p> <p>(8) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部または一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目および記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>(9) 第2号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部もしくは同項第5号もしくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、または個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部もしくは事項を記載せず、またはその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p>	

改正後	改正前
<p><u>第24条 (削除)</u></p>	<p>4 実施機関は、第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成した個人情報ファイルについて、その保有をやめたときまたはその個人情報ファイルが第2項第7号に該当するに至ったときは、遅滞なくその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿から抹消しなければならない。  <u>(委託等に伴う措置)</u></p>
<p><u>第24条の2 (削除)</u></p>	<p>第24条 実施機関は、個人情報を取得し、または保有個人情報を管理し、もしくは利用する事務を委託しようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報を取得し、または保有個人情報を管理し、もしくは利用する事務について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第26条に定める労働者派遣契約に基づき、労働者派遣（労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受けようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。  <u>(受託者等の責務)</u></p>
	<p>第24条の2 前条第1項の規定により実施機関から個人情報を取得し、もしくは保有個人情報を管理し、もしくは利用する事務の委託を受けた者または同条第2項の規定により公の施設の管理を行う指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の規定による受託業務または指定管理者が管理する公の施設の業務に従事する者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。</p>

改正後	改正前
<p>第24条の3 (削除)</p>	<p>(派遣労働者の責務)</p> <p>第24条の3 派遣労働者（労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者であって、第24条第3項の規定による労働者派遣に係るものをいう。以下同じ。）または派遣労働者であった者は、その役務の提供に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。</p> <p>(目的外利用・提供の制限)</p>
<p>第25条 (削除)</p>	<p>第25条 実施機関は、利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用および提供（以下「目的外利用・提供」という。）をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・提供をすることができる。ただし、目的外利用・提供をすることによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本人の同意があるときまたは本人に提供するとき。</li> <li>(2) 法令等に定めがあるとき。</li> <li>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</li> <li>(4) 人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</li> <li>(5) 同一実施機関内で利用する場合または国等もしくは他の実施機関に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。</li> <li>(6) 前各号に定めるもののほか、専ら学術研究または統計の作成のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することにつき特別の理由があるとき。</li> </ul> <p>3 前2項の規定（利用目的以外の目的のための利用に係る部分に限る。）にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ること</p>

改正後	改正前
	<p>が困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のための特定個人情報の利用（以下「特定個人情報の目的外利用」という。）をすることができる。ただし、特定個人情報の目的外利用をすることによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>
	<p>4 第2項の規定（利用目的以外の目的のための利用に係る部分に限る。）は、情報提供等の記録については、適用しない。</p>
	<p>5 第2項および第3項の規定は、目的外利用・提供または特定個人情報の目的外利用を制限する法令または他の条例の規定の適用を妨げるものではない。</p>
	<p>6 実施機関は、第2項の規定により目的外利用・提供をするときおよび第3項の規定により特定個人情報の目的外利用をするときは、本人の権利利益を侵害することがないように十分配慮しなければならない。</p>
	<p>7 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局に限るものとする。 (外部提供に伴う措置)</p>
<u>第26条 (削除)</u>	<p>第26条 実施機関は、区ならびに第24条第1項の規定により事務の委託を受けた者および指定管理者以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をする場合は、外部提供を受けるものに対し、保有個人情報の使用目的もしくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、またはその取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</p>
	<p>2 実施機関は、通信回線による電子計算組織の結合により外部提供を行う場合は、前項の制限を付し、または措置を求めるほか、電子計算組織の結合に伴い必要となる特別の措置を講じなければならない。</p>
<u>第5章 (削除)</u>	<p style="text-align: center;">第5章 救済手続および救済機関 (苦情の申出)</p>
<u>第26条の2 (削除)</u>	<p>第26条の2 区民および事業者は、実施機関に対し、保有個人情報の取扱い</p>

改正後	改正前
<p>(審査請求)</p> <p><b>第17条</b> 公開決定等または公開請求に係る不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1項の審査請求は、実施機関における決定権者（教育委員会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき再委任を受けた者を含む。）の決定に対するものとする。</p> <p>4 <u>実施機関（議会を除く。）は、</u>前項の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、品川区情報公開審議会に諮問し、その答申を経て裁決を行わなければならない。</p> <p>(1) 当該審査請求が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る<u>行政情報</u>の全部の<u>公開</u>をすることとするとき。ただし、当該審査請求に係る公開決定等についての<u>第14条第3項</u>の意見書（以下「反対意見書」という。）が提出されているときを除く。</p> <p>5 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</p> <p>6 議長は、議長に対する審査請求について裁決を行おうとするときは、<u>第4項各号のいずれかに掲げる場合を除き、</u>品川区情報公開審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p><u>について苦情を申し出ることができる。</u></p> <p>2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(審査請求)</p> <p><b>第27条</b> 公開決定等もしくは開示決定等、訂正決定等もしくは利用停止決定等または公開請求もしくは開示請求、訂正請求もしくは使用停止請求に係る不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1項の審査請求は、実施機関における決定権者（教育委員会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき再委任を受けた者を含む。）の決定に対するものとする。</p> <p>4 <u>実施機関は、</u>前項の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、品川区情報公開等審議会に諮問し、その答申を経て裁決を行わなければならない。</p> <p>(1) 当該審査請求が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る<u>行政情報等</u>の全部の<u>公開等</u>をすることとするとき。ただし、当該審査請求に係る公開決定等についての<u>第13条第3項</u>の意見書または開示決定等についての<u>第20条第3項</u>の意見書（以下これらを「反対意見書」という。）が提出されているときを除く。</p> <p>5 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</p> <p>6 議長は、議長に対する審査請求について裁決を行おうとするときは、<u>必</u>要に応じて品川区情報公開等審議会の意見を求めることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(諮問をした旨の通知)</p> <p><b>第18条</b> 前条第4項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 公開請求者（審査請求人または参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p><b>第19条 第14条</b> 第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 反対意見書を提出した第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る公開決定等を変更し当該公開決定等に係る行政情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に係る行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>（品川区情報公開審議会）</p> <p><b>第20条</b> この条例による行政情報の公開に関する制度（以下「情報公開制度」という。）の公正な運営を確保し、<b>第17条</b> 第4項に規定する諮問に応じて審議を行うため、区長の附属機関として品川区情報公開審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、前項に規定する審議のほか、情報公開制度の運営について実施機関に意見を述べることならびに<b>第17条第6項に規定する意見の求めに</b></p>	<p>(諮問をした旨の通知)</p> <p><b>第27条の2</b> 前条第4項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 公開請求者<b>または開示請求者、訂正請求者もしくは利用停止請求者</b> <b>（これらの者が</b>審査請求人または参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p><b>第27条の3 第13条</b> 第3項<b>または第20条第3項</b>の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 反対意見書を提出した第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る公開決定等を変更し当該公開決定等に係る行政情報を公開し、<b>または審査請求に係る開示決定等を変更し当該開示決定等に係る自己情報を開示</b>する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に係る行政情報の公開<b>または自己情報の開示</b>に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>（品川区情報公開等審議会）</p> <p><b>第28条</b> この条例による行政情報の公開、<b>自己情報の開示および個人情報の保護</b>に関する制度（以下「情報公開・個人情報保護制度」という。）の公正な運営を確保し、<b>第27条</b> 第4項に規定する諮問に応じて審議を行うため、区長の附属機関として品川区情報公開等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、前項に規定する審議のほか、情報公開・個人情報保護制度の運営<b>および住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関する重要事項</b>に</p>

改正後	改正前
<u>応じて調査審議を行うことおよび意見を述べることができる。</u>	について実施機関に意見を述べることならびに <u>番号法第27条第1項の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて区長に意見を述べることができる。</u>
3 審議会は、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。	3 審議会は、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。	4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
5 審議会は、審議のため必要があると認める場合には、審査請求人、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。	5 審議会は、審議のため必要があると認める場合には、審査請求人、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。
6 審議会の会議は、審議会が適当と認める場合を除き、公開しないものとする。	6 審議会の会議は、審議会が適当と認める場合を除き、公開しないものとする。
7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、品川区規則で定める。	8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、品川区規則で定める。
<b>第6章 (削除)</b> (情報提供等)	<b>第6章 補則</b> (情報提供等)
<u>第21条</u> 区長は、この条例による行政情報の公開のほか、情報提供施策の拡充に努めるものとする。	<u>第29条</u> 区長は、この条例による行政情報の公開 <u>または自己情報の開示</u> のほか、情報提供施策の拡充に努めるものとする。
2 区長は、情報公開制度の運用状況について、年1回公表するものとする。	2 区長は、情報公開・ <u>個人情報保護</u> 制度の運用状況について、年1回公表するものとする。
<u>3 (削除)</u> (検索資料の作成等)	<u>3 区長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等および法人等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。</u> (検索資料の作成等)
<u>第22条</u> 実施機関は、行政情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。 (手数料)	<u>第30条</u> 実施機関は、行政情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。 (費用負担)
<u>第23条 行政情報の公開に係る手数料の額は、閲覧または視聴の場合は無料</u>	<u>第31条 行政情報の公開および自己情報の開示については、別表に定める額</u>

改正後	改正前
<u>とし、写しの交付の場合は別表に定める額の範囲内において規則で定める額とする。</u>	の範囲内において規則で定める手数料を徴収する。
2 既納の手数料は、返還しない。ただし、実施機関が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。	2 既納の手数料は、返還しない。ただし、実施機関が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。
3 手数料は、実施機関が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、減額し、または免除することができる。 (委任)	3 手数料は、実施機関が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、減額し、または免除することができる。 (委任)
<u>第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u>	<u>第32条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u>
<u>第7章 罰則 (削除)</u>	<u>第7章 罰則</u>
<u>第33条 (削除)</u>	第33条 実施機関の職員もしくは職員であった者、第24条の2第1項の規定による受託業務もしくは指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者もしくは従事していた者または派遣労働者もしくは派遣労働者であった者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。
<u>第34条 (削除)</u>	第34条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。
<u>第35条 (削除)</u>	第35条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。
<u>第36条 (削除)</u>	第36条 第33条または第34条に該当する場合を除き、第33条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしたときは、30万円以下の罰金に処する。
<u>第37条 (削除)</u>	第37条 第24条の2第1項の規定による受託業務を行い、または指定管理者として指定を受けた法人（法人でない団体で代表者または管理人の定めの

改正後				改正前			
第38条 (削除)				<p>あるものを含む。以下この条において同じ。) の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して第33条、第34条または前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第38条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>			
別表 (第23条関係)				別表 (第31条関係)			
(削除)	行政情報の種類	金額	徴収時期	手数料の区分	行政情報の種類	金額	徴収時期
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	閲覧の場合	文書、図画および写真	1件名（簿冊にあって1冊30分）につき 300円	閲覧のとき。
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	視聴の場合	ビデオテープ、録音テープその他規則で定めるもの	1巻1回につき 500円	視聴のとき。
(削除)	文書、図画および写真	写し1枚につき50円以内として規則で定める額	写しの交付のとき。	写しの交付の場合	文書、図画および写真	1件名（簿冊にあっては1冊）につき300円に、写し1枚につき規則で定める額を加えた金額	写しの交付のとき。
ビデオテープ、録音テープその他規則で定めるもの	写し1巻につき700円以内として規則で定める額。ただし、その他規則で定めるものにあっては、写しの作成に要する実費相当額として規則で定める額	ビデオテープ、録音テープその他規則で定めるもの	1巻につき500円に、写しの作成に要する実費相当額として規則で定める額を加えた金額				
備考				備考			
1 (削除)				1 「件名」とは、決定、供覧その他これらに準ずる手続を一にするも			

改正後	改正前
<p><u>2 (削除)</u></p>	<p>のをいい、「巻」とは、媒体の個数をいう。第9条の規定による一部の公開または第17条の規定による一部分の開示の場合においても、同様とする。</p>
<p><u>1 写しを交付する場合は、原則として日本産業規格A列4番による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列4番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。</u></p>	<p><u>2 閲覧または視聴に引き続いて、当該閲覧または視聴に係る行政情報の写しを交付する場合においては、当該閲覧、視聴および写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。</u></p>
<p><u>2 用紙の両面に印刷された文書、図画および写真については、片面を1枚として算定する。</u></p>	<p><u>3 写しを交付する場合は、原則として日本産業規格A列4番による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列4番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。</u></p>
<p><u>付 則</u>  <u>(施行期日)</u>  <u>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>  <u>(経過措置)</u>  <u>第2条 次に掲げる者に係る改正前の品川区情報公開・個人情報保護条例(以下「旧条例」という。) 第3条第2項の規定による職務、旧条例第24条の2第2項の規定による業務または旧条例第24条の3の規定による役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。</u>  <u>(1) この条例の施行の際現に実施機関(区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および議会をいう。以下同じ。)の職員である者またはこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において実施機関の職員であった者のうち、施行日前において個人情報の取扱いに従事していた者</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 施行日前において旧条例第24条の2の受託業務に従事していた者  <u>または同条の指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事していた者</u></p> <p>(3) 施行日前において旧条例第24条の3の派遣労働者であった者</p> <p>2 施行日前にされた旧条例第15条、旧条例第21条の3または旧条例第21条の9の規定による請求（以下「旧条例請求」という。）に係る自己情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。</p> <p>3 実施機関は、旧条例請求に係る審査請求がされた場合にあっては、旧条例の規定に基づきその審理、裁決等を行うものとする。</p> <p>4 施行日後に旧条例請求に係る旧条例第27条第4項に規定する諮問または同条第6項に規定する意見の求めを行うときは、品川区個人情報保護審議会条例（令和〇〇年品川区条例第〇〇号）第2条に規定する品川区個人情報保護審議会に行うものとする。</p>	
<p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに規定する個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを作成したものを含む。）を施行日後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) この条例の施行の際現に実施機関の職員である者または施行日前において実施機関の職員であった者</p> <p>(2) 第1項第2号および第3号に掲げる者</p>	
<p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を施行日後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>7 前2項に該当する場合を除き、第5項各号に掲げる者が、その業務に関して施行日前に知り得た個人の秘密を施行日後に漏らしたときは、30万円以下の罰金に処する。</p>	

改正後	改正前
8 旧条例第37条に規定する法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、前3項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。	
9 旧条例の規定が効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。	
第3条 この条例の施行の際、旧条例第7条の規定により現にされている行政情報の公開の請求のうち旧条例第12条の規定による処分のなされていないものの手数料については改正後の第23条および別表の規定を適用し、旧条例第15条の規定により現にされている自己情報の開示の請求のうち旧条例第19条の規定による処分のなされていないものの手数料については、品川区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和〇〇年品川区条例第〇〇号）第7条および別表の規定を適用する。	
2 この条例の施行の際、既に旧条例第12条または旧条例第19条の規定による処分がなされているものであって、旧条例第31条の規定による徴収がなされていないものの手数料については、なお従前の例による。 (品川区住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部改正)	
第4条 品川区住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例（平成14年品川区条例第33号）の一部を次のように改正する。 次のように略	

品川区住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○品川区住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例 平成14年10月18日条例第33号 品川区住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の運用に伴い、区が保有する住民票の記載事項に関する情報（以下「住民票記載情報」という。）の適正な管理について基本的な事項を定めることにより、区民の個人情報の保護を図り、もって住基ネットの運用に対する区民の信頼を確保することを目的とする。 (用語) 第2条 この条例において使用する用語は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）において使用する用語の例による。  (区長の責務) 第3条 区長は、区における住基ネットの運用が安全に行われるよう必要かつ適切な措置を講じなければならない。 (運用状況の公表) 第4条 区長は、住基ネットの運用状況について、毎年1回公表するものとする。  <u>第5条 (削除)</u>  (不適正利用に対する措置)	○品川区住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例 平成14年10月18日条例第33号 品川区住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の運用に伴い、区が保有する住民票の記載事項に関する情報（以下「住民票記載情報」という。）の適正な管理について基本的な事項を定めることにより、区民の個人情報の保護を図り、もって住基ネットの運用に対する区民の信頼を確保することを目的とする。 (用語) 第2条 この条例において使用する用語は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） <u>および品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年品川区条例第25号）</u> において使用する用語の例による。 (区長の責務) 第3条 区長は、区における住基ネットの運用が安全に行われるよう必要かつ適切な措置を講じなければならない。 (運用状況の公表) 第4条 区長は、住基ネットの運用状況について、毎年1回公表するものとする。  <u>(意見の聴取)</u> <u>第5条 区長は、住民票記載情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他住民票記載情報の適正な管理を図るために、住基ネットの運用に関する重要事項について、品川区情報公開等審議会に諮り、その意見を聞くものとする。</u> (不適正利用に対する措置)

改正後	改正前
<p><b>第5条</b> 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、国、都道府県、区市町村および指定情報処理機関（以下「国等」という。）ならびに国等から住民票記載情報の処理に関して委託を受けた者に対し、報告を求めるとともに、必要な調査を行うことができる。</p>	<p><b>第6条</b> 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、国、都道府県、区市町村および指定情報処理機関（以下「国等」という。）ならびに国等から住民票記載情報の処理に関して委託を受けた者に対し、報告を求めるとともに、必要な調査を行うことができる。</p>
<p>(1) 住民票記載情報が漏えいし、滅失し、もしくはき損したときまたはこれらのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 住民票記載情報が不正に利用され、または提供されているとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、住民票記載情報を保護するため必要があると認めたとき。</p>	<p>(1) 住民票記載情報が漏えいし、滅失し、もしくはき損したときまたはこれらのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 住民票記載情報が不正に利用され、または提供されているとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、住民票記載情報を保護するため必要があると認めたとき。</p>
<p>(緊急時の対応)</p>	<p>(緊急時の対応)</p>
<p><b>第6条</b> 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、緊急措置として、区が管理する電子計算機と区以外の者が管理する電子計算機とを接続する電気通信回線を切断するなど必要な措置を講じることができる。</p> <p>(1) 住基ネットの安全性を侵犯する重大な不正行為を発見したとき。</p> <p>(2) 区または区以外の者が管理する電子計算機等に重大な障害が起こったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、住民票記載情報を保護するため必要があると認めたとき。</p>	<p><b>第7条</b> 区長は、緊急措置として、区が管理する電子計算機と区以外の者が管理する電子計算機とを接続する電気通信回線を切断するなど必要な措置を講じることができる。</p> <p>(1) 住基ネットの安全性を侵犯する重大な不正行為を発見したとき。</p> <p>(2) 区または区以外の者が管理する電子計算機等に重大な障害が起こったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、住民票記載情報を保護するため必要があると認めたとき。</p>
<p>(不正情報取得者等に対する措置)</p>	<p>(不正情報取得者等に対する措置)</p>
<p><b>第7条</b> 区長は、住基ネットから違法もしくは不当な方法により住民票記載情報を取得し、もしくは保有していると認められる者またはその関係人（以下「不正情報取得者等」という。）に対し、必要な調査を行うことができる。</p>	<p><b>第8条</b> 区長は、住基ネットから違法もしくは不当な方法により住民票記載情報を取得し、もしくは保有していると認められる者またはその関係人（以下「不正情報取得者等」という。）に対し、必要な調査を行うことができる。</p>
<p>2 区長は、前項に規定する調査を行う場合において、必要があると認めたときは、不正情報取得者等に対し、質問し、または文書その他の物件の提出を求めることができる。</p>	<p>2 区長は、前項に規定する調査を行う場合において、必要があると認めたときは、不正情報取得者等に対し、質問し、または文書その他の物件の提出を求めることができる。</p>
<p>3 区長は、前2項に規定する調査等により、住民票記載情報を保護するため必要があると認めたときは、不正情報取得者等に対し、当該住民票記載</p>	<p>3 区長は、前2項に規定する調査等により、住民票記載情報を保護するため必要があると認めたときは、不正情報取得者等に対し、当該住民票記載</p>

改正後	改正前
<p>情報の消去、記録媒体の処分その他必要な措置を命じることができる。 (過料)</p> <p><b>第8条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 前条第2項に規定する質問に対し、正当な理由なくこれを拒み、もしくは虚偽の回答をしたときまたは正当な理由なく文書等の提出を拒み、妨げ、もしくは虚偽の文書等を提出したとき。</p> <p>(2) 前条第3項に規定する命令を受け、当該命令に従わないとき。</p>	<p>情報の消去、記録媒体の処分その他必要な措置を命じることができる。 (過料)</p> <p><b>第9条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 前条第2項に規定する質問に対し、正当な理由なくこれを拒み、もしくは虚偽の回答をしたときまたは正当な理由なく文書等の提出を拒み、妨げ、もしくは虚偽の文書等を提出したとき。</p> <p>(2) 前条第3項に規定する命令を受け、当該命令に従わないとき。</p>

総務委員会資料  
令和4年12月22日  
企画部広報広聴課

## 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例新旧対照表

別表（第2条関係）

附属機関	報酬日額
品川区情報公開審議会	会長 22,000円
	委員 20,000円
品川区個人情報保護審議会	会長 <u>22,000円</u>
	委員 <u>20,000円</u>
品川区行政不服審査会	会長 22,000円
	委員 20,000円
品川区いじめ問題調査委員会	委員長 23,000円
	委員 20,000円
品川区財産価格審議会	17,000円
品川区生活安全協議会	14,000円
品川区青少年問題協議会	14,000円
品川区奨学金運営委員会	14,000円
品川区子ども・子育て会議	会長 23,000円
	副会長 20,000円
	委員 14,000円
品川区民生委員推薦会	14,000円
品川区介護保険制度推進委員会	委員長 20,000円
	委員 14,000円
品川区介護認定審査会	会長 20,000円
	医療系の委員 19,000円
	その他の委員 12,000円

別表（第2条関係）

附属機関	報酬日額
品川区情報公開等審議会	会長 22,000円
	委員 20,000円
新設	
品川区行政不服審査会	会長 22,000円
	委員 20,000円
品川区いじめ問題調査委員会	委員長 23,000円
	委員 20,000円
品川区財産価格審議会	17,000円
品川区生活安全協議会	14,000円
品川区青少年問題協議会	14,000円
品川区奨学金運営委員会	14,000円
品川区子ども・子育て会議	会長 23,000円
	副会長 20,000円
	委員 14,000円
品川区民生委員推薦会	14,000円
品川区介護保険制度推進委員会	委員長 20,000円
	委員 14,000円
品川区介護認定審査会	会長 20,000円
	医療系の委員 19,000円
	その他の委員 12,000円

	(委員が合議体の長となる場合 にあつては、20,000円)
品川区障害者介護給付費等支給審査会	会長 20,000円
	医療系の委員 19,000円
	その他の委員 12,000円
	(委員が合議体の長となる場合 にあつては、20,000円)
品川区公害健康被害認定審査会	会長 23,000円
	委員 20,000円
品川区公害健康被害補償診療報酬審査会	会長 23,000円
	委員 20,000円
品川区大気汚染障害者認定審査会	会長 23,000円
	委員 20,000円
品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会	14,000円
品川区感染症診査協議会	委員長 23,000円
	委員 20,000円
品川区都市計画審議会	会長 23,000円
	学識経験委員 20,000円
	その他の委員 14,000円
品川区景観審議会	会長 23,000円
	学識経験委員 20,000円
	その他の委員 14,000円
品川区空き家等適正管理審議会	会長 23,000円
	学識経験委員 20,000円
	その他の委員 14,000円

	(委員が合議体の長となる場合 にあつては、20,000円)
品川区障害者介護給付費等支給審査会	会長 20,000円
	医療系の委員 19,000円
	その他の委員 12,000円
	(委員が合議体の長となる場合 にあつては、20,000円)
品川区公害健康被害認定審査会	会長 23,000円
	委員 20,000円
品川区公害健康被害補償診療報酬審査会	会長 23,000円
	委員 20,000円
品川区大気汚染障害者認定審査会	会長 23,000円
	委員 20,000円
品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会	14,000円
品川区感染症診査協議会	委員長 23,000円
	委員 20,000円
品川区都市計画審議会	会長 23,000円
	学識経験委員 20,000円
	その他の委員 14,000円
品川区景観審議会	会長 23,000円
	学識経験委員 20,000円
	その他の委員 14,000円
品川区空き家等適正管理審議会	会長 23,000円
	学識経験委員 20,000円
	その他の委員 14,000円

品川区建築紛争調停委員会		21,000円
品川区建築審査会	会長	26,000円
	委員	23,000円
	専門調査員	21,000円
品川区廃棄物減量等推進審議会	会長	20,000円
	委員	17,000円
	(議員が委員の場合にあつて は、14,000円)	
品川区防災会議		14,000円
品川区国民保護協議会		14,000円
品川区債権管理審議会	会長	26,000円
	委員	23,000円
品川区社会教育委員	議長	15,000円
	委員	14,000円
品川区文化財保護審議会	会長	19,000円
	委員	17,000円
	(議員が委員の場合にあつて は、14,000円)	
品川区いじめ対策委員会	委員長	23,000円
	委員	20,000円

品川区建築紛争調停委員会		21,000円
品川区建築審査会	会長	26,000円
	委員	23,000円
	専門調査員	21,000円
品川区廃棄物減量等推進審議会	会長	20,000円
	委員	17,000円
	(議員が委員の場合にあつて は、14,000円)	
品川区防災会議		14,000円
品川区国民保護協議会		14,000円
品川区債権管理審議会	会長	26,000円
	委員	23,000円
品川区社会教育委員	議長	15,000円
	委員	14,000円
品川区文化財保護審議会	会長	19,000円
	委員	17,000円
	(議員が委員の場合にあつて は、14,000円)	
品川区いじめ対策委員会	委員長	23,000円
	委員	20,000円

#### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

総務委員会資料  
令和4年12月22日  
企画部広報広聴課

## 品川区個人情報の保護に関する法律施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

### (開示請求等の手続)

第3条 実施機関(区長、教育委員会、選挙管理委員会および監査委員をいう。以下同じ。)は、開示請求、訂正請求または利用停止請求において代理人が請求する場合であって、特に必要と認めるとときは、実施機関が別に定めるところにより、本人の意思を確認することができる。

### (開示請求に対する措置)

第4条 実施機関は、保有個人情報の全部または一部を開示しない旨の決定をする場合であって、期間の経過により保有個人情報の全部または一部を開示することができるようになる時期が明らかであるときは、開示請求者に対し、当該時期を通知するものとする。

### (開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

### (開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨およびその理由

## (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

### (開示請求に係る手数料)

第7条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、閲覧または視聴の場合は無料とし、写しの交付の場合は別表に定める額の範囲内において規則（選挙管理委員会および監査委員が定める規程を含む。以下単に「規則」という。）で定める額とする。

- 2 既納の手数料は、返還しない。ただし、実施機関が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。
- 3 手数料は、実施機関が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、減額し、または免除することができる。

### (審議会への意見聴取等)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、品川区個人情報保護審議会条例(令和〇〇年品川区条例第〇〇号)第2条に規定する品川区個人情報保護審議会の意見を聞くことができる。

- (1) この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用に係る細則を定めようとする場合

### (運用状況の公表)

第9条 区長は、個人情報保護制度の運用状況について、年1回公表するものとする。

### (委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 別表（第7条関係）

保有個人情報の種類	金額	徴収時期
文書、図画および写真	写し1枚につき50円以内 で規則で定める額	写しの交付のとき。
ビデオテープ、録音テープその他規則で定めるもの	写し1巻につき700円以内 で規則で定める額。ただし、その他規則で定め	

	ものにあっては、写しの作成に要する実費相当額として規則で定める額	
--	----------------------------------	--

備考

- 1 写しを交付する場合は、原則として日本産業規格A列4番による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列4番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画および写真については、片面を1枚として算定する。

総務委員会資料

令和4年12月22日

企画部広報広聴課

## 品川区個人情報保護審議会条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、品川区個人情報保護審議会の設置および組織ならびに調査審議等の手続等について定めるものとする。

### (設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、区長の附属機関として、品川区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 品川区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和〇〇年品川区条例第〇〇号）第8条および品川区議会個人情報の保護に関する条例（令和〇〇年品川区条例第〇〇号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第3項の規定による意見の求めに応じ調査審議すること。
- (3) 議会個人情報保護条例第45条第1項による意見の求めに応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて区長に意見を述べること。

### (組織等)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 審議会の会議は、審議会が適当と認める場合を除き、公開しないものとする。

### (委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 区長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、または委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めると

きは、その委員を罷免することができる。

- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、または積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の調査権限)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会および監査委員をいう。）をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項または第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 審議会は、第2条第3号に規定する意見の求めがあった場合において必要があるときは、審査請求人その他関係者に対し、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布

の日から施行する。

- 2 区長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第4条第1項の規定の例により、審議会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 3 施行日前に品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和〇〇年品川区条例第〇〇号。以下「改正条例」という。）による改正前の品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年品川区条例第25号。以下「旧条例」という。）第27条の規定により旧条例第28条に規定する品川区情報公開等審議会にされた旧条例第15条、旧条例第21条の3または旧条例第21条の9の規定による請求に係る諮問および意見の求めは、審議会にされたものとみなし、その諮問および意見の求めに係る調査審議については、旧条例の規定の例による。
- 4 改正条例付則第2条第4項の規定により審議会にされた諮問または意見の求めに係る調査審議については、旧条例の規定の例による。